

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に該当します。

令和 7 年 7 月 8 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 調達内容

(1) 事業名称

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）

(2) 事業場所

西春日井郡豊山町青山地区

(3) 事業概要

ア 事業方式

愛知県基幹的広域防災拠点（第 2 期・防災公園）の整備等については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備対象施設の設計及び建設（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）を行った後、県に施設の所有権を移転し、特定事業契約書に示される内容の運営、維持管理及び任意事業を行う方式（B T O（Build Transfer Operate）方式）により実施します。

イ 契約期間

契約締結日から令和 31 年 9 月 30 日まで

ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格

(1) 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこととします。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこととします。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記することとします。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業を定めるとともに明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 愛知県建設工事等指名停止取扱要領又は愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ P F I 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者

とみなす。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者（次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者をいう。キにおいて同じ。）でないこと。

(ア) 当該法人又はその子会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式を有し、又は出資している者が存在しない場合は他の株式を有し、又は出資している者より特に抜きん出て株式を有し、又は出資している者）

(イ) 当該法人又はその子会社の代表権を有する役員を兼ねている者

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・EY新日本有限責任監査法人
- ・西村あさひ法律事務所
- ・株式会社佐藤総合計画

キ 県が設置する愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第 2 期・防災公園）PFI 事業者選定委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ク 入札参加を希望する者の間に、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が、再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、a については、会社の一方が、再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち本施設の設計・工事監理、建設及び運営・維持管理の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の該当する要件を満たすこととします。

ア 設計業務及び工事監理業務に当たる企業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、設計業務は、原則、事業提案書提出時に図面等を作成した企業が行うこと。ただし、やむを得ない理由がある場合は、県と協議の上、変更することができるものとする。この場合、事業提案書提出時に提出した図面等は、変更できないものとする。

(ア) 当該業務に着手する前までに、当該年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、入札参加資格審査の受付に

より登録されたものとみなす。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ロ) 構造設計一級建築士の資格を有している者を本件入札公告の対象となる事業に配置すること。
- (ハ) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 技術士（総合技術管理部門（建設一都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））の資格を有している者を本件入札公告の対象となる事業に配置すること。
 - イ 国土交通省登録技術者資格（都市公園等一計画・調査・設計）を有している者を本件入札公告の対象となる事業に配置すること。
 - ロ ア又はイの資格を有している者と同等の能力と経験を有する技術者であり、10 年以上の同種又は類似業務の実務経験（登録前を含む。）を有している者を本件入札公告の対象となる事業に配置すること。

イ 建設業務に当たる企業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア) ア(ア)に同じ。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。なお、応募グループにより応募する場合は、工事を担当する構成員又は事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業のいずれかが当該許可を受けていること。
- (ロ) 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格において、認定された経営事項評価点数が、建築工事業については 1,200 点以上、電気工事業については 880 点以上、管工事業については 880 点以上であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも 1 者が分担する業務について、当該要件を満たしていること。
- (ハ) 元請として、平成 22 年度以降、延べ面積 3,000 ㎡以上の体育館、アリーナ、展示場、物流施設又は商業施設の建設工事の実績を有すること。

ウ 運営・維持管理業務に当たる企業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア) 参加表明書受付時において物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「01. 建物等各種施設管理」に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。
- (イ) 元請として、平成 22 年度以降、体育館、アリーナ、展示場又は公園施設の運営又は維持管理の業務のいずれかを受託した実績を有すること。なお、応募グループの場合は、その構成員が実績を有すること。

(3) 応募者の構成員等の変更

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が資格審査通過時点から落札者決定前までに(1)及び(2)の要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社を変更することはできません。ただし、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

3 入札説明書等の公表方法等

(1) 入札説明書等の公表方法

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai-kyoten/bousaikouen-nyuusatou.html>）において、令和 7 年 7 月 8 日（火）

から公表します。

(2) 入札説明書等に関する説明会の日時及び方法

ア 開催日時

令和 7 年 7 月 11 日（金） 午後 4 時から

イ 開催方法

(1)のウェブページに掲載します。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 期間

令和 7 年 8 月 6 日（水）から令和 7 年 8 月 25 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 場所

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
名古屋市中区三の丸三丁目 2－1（郵便番号 460－8501）（東大手庁舎 1 階西側）

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、イの場所に令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時までに必着とします。

(4) 入札及び開札の予定日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 12 月 26 日（金） 午後 1 時 30 分

イ 場所

愛知県自治センター地下 2 階 愛知県入札室
名古屋市中区三の丸三丁目 1－2（郵便番号 460－8501）

ウ 入札書等の提出方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、(3)イの場所に令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 5 時までに必着とします。

(5) 問合せ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
名古屋市中区三の丸三丁目 2－1（郵便番号 460－8501）（東大手庁舎 1 階西側）
電話（052）954－7478

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

また、落札者決定基準については、入札説明書で示します。

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）

を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Design, construction, operation and maintenance of main wide-area disaster management base facility in Aichi prefecture (2nd phase: Disaster Prevention Park) under a PFI-BTO method
- (2) Submission deadline for applications: 5:00 p.m., August 25, 2025 (Postal applications must reach us by 5:00 p.m., August 25, 2025)
- (3) Bidding time: 1:30 p.m., December 26, 2025 (Postal bids must reach us by 5:00 p.m., December 25, 2025)
- (4) Contact point: Disaster Prevention Base Section, Disaster Prevention and Crisis Management Division, Disaster Prevention Department, Bureau of Disaster Prevention and Security, Aichi Prefectural Government
3-2-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-7478